四一九　〃　三一　特108　一

○財務省

二九四　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三　272　四〇

二九五―三〇三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　276　一四

三〇四―三〇六　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　276　一四

三〇七―三〇八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　277　八四

三〇九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　277　八五

三一〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　277　八六

三一一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　277　八六

三一二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　277　八七

三一三　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　277　八七

三一四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　277　八八

三一五　歳入徴収官事務規程第十二条の二及び第二十八条の三第五項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件　二〇　284　一〇

三一六　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和三年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　二二　286　四

三一七　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　二四　二

三一八　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　二

三一九―三二一　分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件　二四　二

三二二　令和三年五月二十六日財務省告示第百四十号を取消す件　二四　二

三二三　分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件　二四　二

三二四　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二八　五

三二五　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二八　五

三二六　租税特別措置法第二十八条の三及び第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件（令和三年三月財務省告示第八十号）の一部を改正する件　二八　七

三二七　国家公務員共済組合法施行規則第百六条第二項第二号の規定に基づき財務大臣が定めるものを廃止する件　二八　291　二六

四

○財務省、厚生労働省

株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第三号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件　二八　七

二

○財務省、農林水産省

株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　284　一一

二

○財務省、農林水産省、経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の一部を改正する告示　一　五

一三

株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件　一　六

八

○財務省、経済産業省

産業競争力強化法第二十一条の十九第一項の規定に基づき指定金融機関を指定した件　一四　六

二八

○国税庁

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件の一部を改正する件　一　七

二九

国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　六　三

三〇

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　九　三

三一

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　九　三

三二

民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件　九　276　二二